

職員採用 みよし広域連合

採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務	1名程度	一般行政事務
消防職員	合わせて	消防業務
救急救命士	3名程度	

受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
消防職員	①平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、消防業務に耐え得る健康な人 ②身体の基準 〔視力〕 一眼でそれぞれ1.0以上（矯正視力も含む） 〔色彩識別能力〕 赤・青・黄の識別ができること 〔聴力〕 左右正常なこと ③普通自動車運転免許を取得している人または来年3月31日までに取得できる人（AT車限定免許を除く）
救急救命士	①昭和59年4月2日以降に生まれた人で、消防業務に耐え得る健康な人 ②身体の基準、運転免許については上記②③と同じ ③救急救命士法（平成3年法律第36号）により救急救命士の免許を有する人

【令和2年度採用】

募集要項・受験申込用紙の請求

7月16日（火）より請求できます。

①直接受け取る場合

平日8時30分から17時15分までの間に、みよし広域連合事務局または消防本部、各消防署でその旨申し出て受け取ってください。

②郵便で請求する場合

封筒の表に、「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（A4サイズ・角形2号）を同封してください。

③ホームページからダウンロードする場合

みよし広域連合ホームページ（<http://www.miyoshikouiki.jp/>）よりA4の白色用紙に黒字で印刷してください。

申込受付期間

受付期間は、8月1日～8月30日（土、日曜、祝日は除く）8時30分～17時15分の間。郵便による申し込みの場合は、「簡易書留」で8月30日までの消印のあるものに限り受付します。

第1次試験日・会場

10月20日（日）三好市立 池田中学校

受験の手続き・その他お問い合わせ先

〒778-0002 池田町マチ 2429 番地 1
みよし広域連合事務局（☎72-5121）



職員採用 三好市



来年度採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務 A	若干名	一般行政事務
土木	1名	土木事務・一般行政事務
保健師	1名	保健師業務・一般行政事務
助産師	1名	助産師業務・一般行政事務
保育士・幼稚園教諭	若干名	保育業務・幼児教育業務等
看護師	1名	医療職専門業務等
作業療法士	1名	医療職専門業務等
薬剤師	1名	医療職専門業務等

来年1月以降採用予定職種・人員等

試験区分	採用予定人員	職務の内容
臨床検査技師	1名	医療職専門業務等

受験資格

試験区分	受験資格
一般事務 A	昭和49年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、原則、採用後は三好市に居住される人
土木	昭和49年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、原則、採用後は三好市に居住される人
保健師	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、保健師の免許を有する人または来年3月末日までに取得する見込みの人
助産師	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、助産師の免許を有する人または来年3月末日までに取得する見込みの人
保育士・幼稚園教諭	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、保育士および幼稚園教諭の免許を有する人または来年3月末日までに取得する見込みの人
看護師	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、看護師免許を有する人または来年3月末日までに取得する見込みの人
作業療法士	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人または来年3月末日までに免許を取得する見込みの人
薬剤師	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、薬剤師免許を有する人または来年3月末日までに取得する見込みの人
臨床検査技師	昭和49年4月2日以後に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人

【令和2年度・令和2年1月以降採用】

募集要項・受験申込用紙の請求

①直接受け取る場合

平日8時30分から17時15分までの間に、三好市役所3階秘書人事課および各支所窓口でその旨申し出て受け取ってください。

②郵便で請求する場合

封筒の表に、「職員採用試験申込書請求（試験区分名）」と朱書きし、120円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（A4サイズ・角形2号）を必ず同封してください。

③ホームページからダウンロードする場合

三好市ホームページ（<http://www.miyoshi-i-tokushima.jp/>）よりA4白色用紙に黒字で印刷してください。

受付期間・提出期限

受付期間は、7月16日～8月2日（土、日曜、祝日は除く）8時30分～17時15分まで。郵便による提出期限は、「簡易書留」で8月2日までの消印のあるものに限り受付します。インターネットによる提出期限は、7月26日17時15分までの到着分に限り受付します。※身体の障害などのため、試験会場に何らかの配慮（試験当日に車いすの使用を希望するなど）を必要とされる方は、事前に申し出てください。

第1次試験日・会場

9月22日（日）三好市立 池田中学校

受験の手続き・その他お問い合わせ先

〒778-8501 池田町シンマチ 1500 番地 2
三好市 秘書人事課（☎72-7624）

※詳しい内容は、三好市ホームページをご覧ください。また、メールによるお問い合わせには応じかねます。



三好市総合健診 7月から始まります

自分自身やご家族のためにも、年に一度は健診の受診をおすすめしています。お申し込みがまだの方は、お電話からでもお申し込み可能ですので、ぜひこの機会に受診してください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

- 三好市健康づくり課（☎72-6767）
- 東祖谷支所（☎88-2212）
- 西祖谷支所（☎87-2273）
- 山城支所（☎86-1111）
- 井川支所（☎78-5001）
- 三野支所（☎77-4802）

叙勲受章

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる春の叙勲を受章されました方をご紹介します。

春の叙勲 瑞宝双光章



倉本 淳一さん
(池田町佐野)

昭和38年山城町大野中学校教諭として赴任され、平成13年池田中学校長を最後に退職されるまでの長きにわたり、子どもたちの健全育成や教職員の指導などに尽力されました。

退職後も池田町教育委員や教育長、三好市教育長を歴任され、学校教育や社会教育においてさまざまな教育課題の解決に尽力されるなど本県教育に多大な貢献をされました。

低所得者の方へ

介護保険料が軽減されます

【お問い合わせ先】

みよし広域連合介護保険センター (☎ 76-0030)

令和元年10月より消費税率が10%へ引き上げられるに伴い、低所得者の方の介護保険料負担額が軽減強化され減額になります。変更額は、下記のとおりです。

保険料段階	対象者	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	33,480円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階以外の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下	55,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超	55,800円
第4段階	世帯の誰かが住民税課税になっているが、本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	66,960円
第5段階(基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で上記以外	74,400円
第6段階	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	89,280円
第7段階	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	96,720円
第8段階	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	111,600円
第9段階	本人は住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上	126,480円

新年度 介護保険料額

年間保険料額
27,900円
46,500円
53,940円

※第4～9段階は
変更ありません

※平成31年度介護保険料決定通知書は7月に被保険者の方へ一斉通知致します。

三好市の国民健康保険に加入されている方で、医療費の自己負担が高額になったときに「徳島県国民健康保険限度額適用認定証」または「徳島県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

※食事代および保険適用外の差額ベッド代などの自己負担分を除く

交付には申請が必要となりますので、保険医務課もしくは各支所へ申請してください。

現在、有効期限が平成31(令和元)年7月31日までの認定証をお持ちの方には、住所地に更新用の申請書をお送りします。引き続き8月1日以降も必要とされる方は、更新の手続きをしてください。

※70歳以上で住民税が非課税の方は、申請が必要となります。

国民健康保険の高額療養費制度を利用されるみなさまへ 交付には申請が必要です

① 限度額は所得区分によって異なりますので、所得の申告が必要です。

② 国保税を滞納している場合、申請が認められない場合があります。

【手続きできる場所】

- ・三好市役所 保険医務課
- ・各支所
- ・必要なのは
・保険証
・印鑑

【お問い合わせ先】

三好市保険医務課
☎ 72・7613

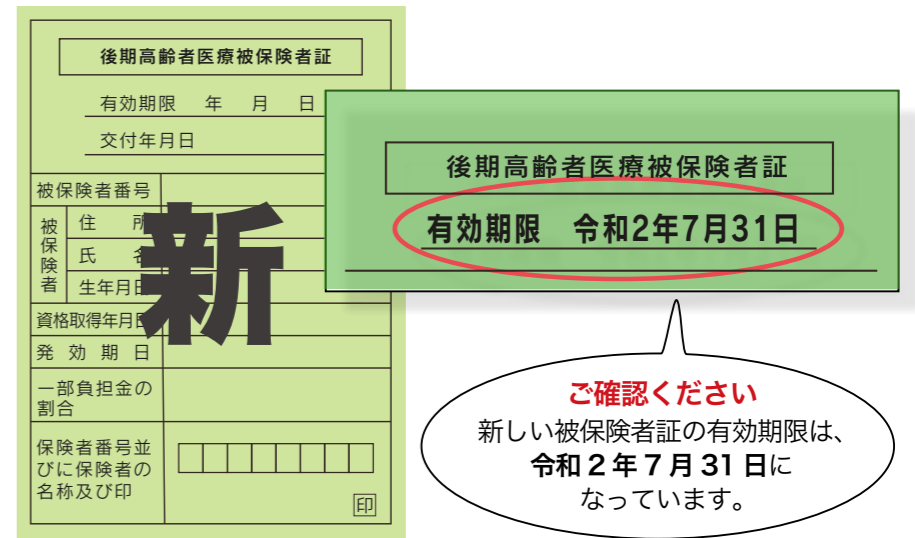
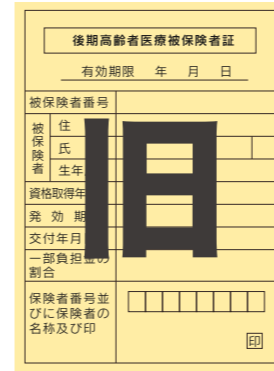


後期高齢者医療制度被保険者のみなさまへ

8月は保険証の定期更新月です

【お問い合わせ先】

三好市保険医務課 (☎ 72-7613)



ご確認ください
新しい被保険者証の有効期限は、**令和2年7月31日**になっています。

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成31(令和元)年7月31日」となっている濃いクリーム色(黄色)の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。7月中に市町村担当課から、有効期限「令和2年7月31日」と記載された新しい被保険者証(みどり色)をお届けします。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの一部負担金の割合(1割または3割)は、平成30年中の所得に基づき改めて判定します。

一部負担金の割合の判定方法

【1割負担となる方】

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

【3割負担となる方】

被保険者が1人の場合
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に(申請が必要)、383万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、70歳以上75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割負担となります。(申請が必要)

被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいて、被保険者の総収入の合計額が520万円未満は1割負担(申請が必要)、520万円以上は3割負担となります。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄紫)をお持ちの方へ

有効期限が「平成31(令和元)年7月31日」となっています。平成30年度の認定証をお持ちの方で令和元年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証(ねずみ色)をお持ちの方へ

有効期限が「平成31(令和元)年7月31日」となっています。平成30年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和元年度も所得区分が3割負担の「区分I・II」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

令和元年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします

令和元年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。